

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年(2023年)9月29日(金) 10:00

発表項目	狩猟の解禁について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 () 時 分	発表場所	
概要	<p>10月1日(日)から釧路管内各市町村の狩猟が解禁となります。(弟子屈町及び浜中町内のエゾシカ猟のみ10月21日(土)解禁)</p> <p>釧路総合振興局では、狩猟期間中、関係機関と合同でパトロールを行い、狩猟事故防止のための指導や違反行為の取り締まりを実施します。</p> <p>解禁日にあわせ、次のとおり合同パトロールを実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年10月1日(日) 午前6:30～午前9:00</p> <p>2 場所 白糠町内国有林</p> <p>3 参加機関 (予定)</p> <p>釧路総合振興局、釧路方面釧路警察署、根釧西部森林管理署</p> <p>4 実施内容</p> <p>狩猟事故及び違反行為の防止のため、白糠町内の山林(国有林)において、パトロールを実施し、狩猟者へチラシの配布や注意の呼びかけ等、啓発を実施する。</p> <p>5 注意喚起事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟事故の防止のための基本的な注意事項 ・エゾシカ捕獲目的での鉛弾の使用及び所持の禁止 ・狩猟残滓の放置・投棄の防止及び適正処理の呼びかけ 等 		
参考	<p>パトロールへの同行取材を希望される報道機関におきましては、当日午前6:30までに北海道横断自動車道(道東自動車道)庶路IC入口にお越しください。</p> <p>パトロールでは林道を走行するため、最低地上高(車高)が高い車両でお越しください。</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>狩猟事故及び違反行為の防止のため、積極的な報道をお願いします。</p> <p>合同パトロールの日時及び場所については、実施終了後に報道してください。</p>	
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)
	同時レク	

担当(連絡先)	<p>・釧路総合振興局保健環境部環境生活課 (担当: 笹山・川島)</p> <p>T E L : 0154-43-9154</p>
---------	---

捕獲個体及び捕獲個体の解体残滓の処理について

捕獲した鳥獣やその残滓を放置または投棄することは、鳥獣保護管理法または廃棄物処理法に抵触するおそれがありますが、不適正事案が後を絶ちません。

捕獲した鳥獣やその残滓の不適切な処理は、**狩猟や許可捕獲に対する理解を著しく損なう**だけでなく、**ヒグマを誘引し人身被害の原因となるおそれ**があります。

北海道が発行する鳥獣保護区等位置図（別冊編）には、道内各地のエゾシカ狩猟捕獲個体の残滓受入れ施設やエゾシカ捕獲個体の解体処理施設の情報を掲載しています。

これらを参考に、**捕獲した鳥獣やその残滓の適切な処理をお願いします。**



鳥獣保護管理法
【捕獲個体の放置】
30万円以下の罰金

廃棄物処理法
【廃棄物の投棄】
5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金
又はこの両方

○国有林内での不適正事案の例

発見年月日	発見された振興局	発見時の状況
R3.2.19	十勝	林道脇でエゾシカ3頭の死骸の一部の残滓が投棄されていた。
R4.3.24	空知	通行止め期間中の道道上(錠前の破壊も確認)でエゾシカ3頭分の残滓が投棄されていた。
R4.5.16	釧路	厚岸国有林の森林作業道終点付近で、100頭を超えるエゾシカの残滓が投棄されていた。

※これらは一例です。

狩猟期間中に確認された不適正事案や違反・危険行為等については下記URLにも掲載しています。

北海道森林管理局：<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/181204.html>

北海道：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/ihanboshi.html>

鉛弾禁止！

北海道ではエゾシカ捕獲を目的とする
鉛弾の使用・所持は禁止されています。



【使用違反】（法）
6月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

【所持違反】（条例）
3月以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

・鳥獣保護管理法により、特定鉛弾を使用する猟法は禁止されています。（エゾシカを含む全ての狩猟鳥獣）（第15条）

・北海道エゾシカ対策推進条例により、エゾシカを捕獲する目的での特定鉛弾の所持は禁止されています。（第18条）

【特定鉛弾とは】

猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。（ただし、着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包を除く。）

※ ライフル弾、(サボット)スラッグ弾、12粒以上の散弾が該当



STOP 鉛中毒！